

淡路島洲本市

すもと新生活スタートアップ支援事業

令和3年4月1日以降に
島外から移住された皆さん
市内で結婚された皆さんへ

あなたの新生活 応援します。

住宅を購入、賃借する
移住世帯や新婚世帯に、
住宅取得費や引っ越し費用
などの新生活に必要な費用
の一部を助成します。

最大 180 万円

※移住世帯が新築住宅を購入した場合の金額です。

	移住世帯	新婚世帯
対象	淡路島外から移住した2人以上の世帯で、住宅を購入または賃借する世帯。	婚姻日における夫婦の年齢の合計が100歳以下で、住宅を購入または賃借する世帯。
対象経費	転入・婚姻日前3ヶ月から転入・婚姻日後1年に要した費用。ただし、申請年度に要した費用に限る。 ○住宅取得費【必須】 建物購入費、敷地購入費、家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等 ○引っ越し費用 ※専門業者に依頼した場合のみ対象 ○自動車購入費 ※転入日・婚姻日から6ヶ月以内に申請する必要があります。	
限度額	○新築住宅購入の場合、180万円 ○中古住宅（空き家バンク登録物件）購入の場合、150万円 ○中古住宅（空き家バンク未登録物件）購入の場合、130万円 ○住宅賃貸借の場合、60万円	60万円

洲本市魅力創生課
TEL.0799-24-7641

詳しくはインターネットで
すもと新生活スタートアップ支援事業

検索